

## 第 1 5 8 回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成 2 8 年 3 月 2 3 日(水) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 4 5 分
- 2 場 所 平塚市勤労会館
- 3 出 席 委 員 1 1 名  
野崎審也、片倉章博、出村 光、秋澤雅久、石井信彦、  
杉本洋文、高橋 充、石原健次、中村晃久、石井 孝、  
具嶋久光
- 4 欠 席 委 員 4 名  
須貝英雄、岡村敏之、真道 豊、三澤憲一
- 5 平塚市出席者
- |           |      |
|-----------|------|
| まちづくり政策部長 | 難波修三 |
| まちづくり政策課長 | 小野間孝 |
| 都市計画担当    |      |
| 課長代理      | 高橋哲也 |
| 主査        | 田中 智 |
| 主査        | 根本健治 |
| 技師        | 高橋徹誠 |
| まちづくり政策担当 |      |
| 課長代理      | 熊澤栄一 |
| 主任        | 高橋 健 |
| みどり公園・水辺課 |      |
| 課長        | 石川真人 |
| 主任        | 平宮 巧 |
- 6 会 議 の 成 立 委員の 2 分の 1 以上の出席を得ており、平塚市都市計画  
審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は成立している  
ことを報告。
- 7 傍 聴 者 0 名
- 8 議 事
- ( 1 ) 報告案件
- 都市計画公園・緑地の見直しについて  
平塚市都市マスタープラン(第 2 次)の一部改訂について

【審議会開会】午後2時00分

(省略)

(会長)

ただいま、事務局から定足数に達しているとの報告がありました。

それでは、ただいまから「第158回平塚市都市計画審議会」を開会いたします。

先ほど、事務局からもお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方はありませんので、念のため申し添えます。

それでは、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人を、私と石原健次委員といたしますので、ご了承願います。

それでは、お手元の次第、議事の報告案件であります、「都市計画公園・緑地の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、これより「都市計画公園・緑地の見直し」について報告させていただきます。

資料は、事前に送付させて頂きました右上に報告資料1-1と記載した「都市計画公園・緑地の見直しについて」、報告資料1-2と記載した「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針(たたき台)」、報告資料1-3と記載した神奈川県が平成27年3月に策定した「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」となります。

本日の報告は、本市が都市計画公園・緑地の見直しに着手するために、まず見直しに際しての基本的な考え方や手順などをまとめた「都市計画公園・緑地の見直し方針」の策定に向け取り組んでおりますので、現段階の検討状況について報告させていただきます。

正面のスクリーンをご覧になりながら、お聞きください。

まず初めに、全国的に、都市計画決定されてから長期間事業が実施されていない都市計画道路や都市計画公園などが多数存在するなかで、長期未着手の都市計画道路に関する訴訟問題等も起こり、全国的に問題視されるようになりました。

このような背景を受け、国では、平成23年11月に「都市計画運用指針」を改正し、その中で、マネジメント・サイクルを重視した都市計画の考え方が示されました。また、国の動きを受けて神奈川県では、各市町の見直し作業が円滑に進むよう、平成27年3月に「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」を策定し、これをもとに現在、各市町の見直しが作業が進められています。

次に、都市計画公園・緑地見直しの必要性ですが、本市における現在の都市計画

公園・緑地の整備率は約6割であり、未着手箇所は、計画当初から50年以上経過したものも多く、都市計画決定当初から長期間経過している状況です。

また、未着手箇所には都市計画法による建築制限が長期間に及んでいます。

なお、この建築制限の内容は、報告資料1-2の3ページ中段に記載しておりますが、一般的に、この制限を都市計画法第53条による制限と呼んでいます。

このように、整備の見通しが立たない中で、建築制限が継続している状況があります。

この間、社会情勢が変化しており、その役割が低下している可能性もあり、これらの変化に適切に対応し、効果的・効率的に都市計画公園・緑地の整備を進めるためにも、都市計画公園・緑地の必要性を再検証する必要があります。

こうしたことから、神奈川県「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」をもとに、「緑の基本計画」や「平塚市都市マスタープラン(第2次)」などの上位関連計画における個々の都市計画公園・緑地の役割を検証し、代替性の検証などの観点を加え、今後の都市計画公園・緑地の見直しに対する平塚市の考え方を示した「都市計画公園・緑地の見直し方針」の策定に向け取り組んでおり、現段階での検討状況をまとめたものが報告資料2-2の「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針(たたき台)」となります。

次に、策定を目指している本方針の位置付けについてですが、都市計画公園・緑地に関連する諸計画との整合などを図りながら、主に神奈川県が策定した「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」や本市の策定した「緑の基本計画」、「都市マスタープラン」に即し、本市の地域の実情等を踏まえた基本的な考え方を盛り込み、今後の平塚市の都市計画公園・緑地の見直しに対する考え方を示すものです。

次に、都市計画公園・緑地の概況についてですが、都市計画公園・緑地とは、都市計画法に定められた都市施設であり、都市に快適な環境をつくり、市民の憩いやレクリエーションの場の提供など、多様な市民ニーズにこたえる市民生活に密着した都市の根幹的な施設です。

また、機能として、主に環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能があります。

平塚市には117箇所の都市計画公園・緑地がありますが、その種類としては、市民に最も身近な街区公園が93箇所、それよりも少し規模の大きい近隣公園が12箇所、また、市内には平塚市総合公園と湘南海岸公園がありますので、総合公園は2箇所、運動公園として、馬入ふれあい公園があり、1箇所、特殊公園として高麗山公園があり、1箇所となります。

その他、緑地は、7箇所、墓園として、土屋霊園が1箇所あります。

次に、本市の都市計画公園・緑地の決定状況になりますが、本市の都市計画公園・緑地は、昭和12年に湘南海岸公園を都市計画公園として初めて都市計画決定しました。

その後、高度経済成長期に入りさらに都市計画決定を進め、高度経済終了時期にあたる昭和48年までに現在の都市計画公園・緑地の約7割を都市計画決定し、平

成 17 年までには現在の都市計画公園・緑地の全てが決定されています。

次に、本市の都市計画公園・緑地の整備状況ですが、これは都市計画公園・緑地の面積ベースの整備状況を示したグラフになります。

上が神奈川県全体で、下が平塚市で、整備済、事業中、未着手の順に区分されています。また、用語の補足として、整備済は、都市公園法に基づき供用開始の公告がなされている区域、公園管理者が公園として管理している区域です。

事業中は、事業に着手している区域、未着手は、整備済と未着手以外の区域となります。

グラフからもわかるとおり、本市の都市計画公園・緑地の整備状況は神奈川県全体と比較すると少し低い状況で、整備済の割合は約 63% で、事業中の区域はなく、未着手の割合は約 37% となっています。

未着手区域の割合が高い理由としましては、都市計画決定している公園全体面積の約 5 割を占める大規模な公園である湘南海岸公園や高麗山公園に未着手区域が存在していることが影響しております。

湘南海岸公園については、未着手区域のほとんどが砂浜や保安林で、一部区域は、宅地となっている状況です。

また、高麗山公園については、未着手区域のほとんどが民有林で、一部区域は宅地となっている状況です。

また、参考となりますが、箇所ベースで整備状況を見たときには、全 117 箇所の都市計画公園・緑地のうち、全体の約 93% の割合となる 109 箇所が整備済みの都市計画公園・緑地で、事業中の都市計画公園・緑地はありません。

また、全体の約 7% の割合となる 8 箇所が未着手区域を有する都市計画公園・緑地となっており、8 箇所のうち、全ての区域が未着手なものが 2 箇所、一部の区域が未着手のものが 6 箇所という状況となります。

次に、見直しの背景ですが、都市計画決定している公園・緑地の未着手区域における都市計画決定からの経過年数別の状況を示した表となります。

20 年以上経過している区域が約 99% で、50 年以上経過している区域は約 98% となっております。

また、先程、未着手区域を有する都市計画公園・緑地が 8 箇所あると説明しましたが、そちらも参考に区分すると都市計画決定から 20 年以上経過している未着手区域を有する都市計画公園・緑地が 7 箇所あるという状況になります。

このように、本市の都市計画公園・緑地についても都市計画決定から長期間経過し、建築制限が長期間に及んでいる状況にあります。

また、その他にも都市計画運用指針の改正及び県ガイドラインの策定、人口減少や高齢化が進行するなど社会情勢が変化している状況が見直しの背景にあります。

次に、都市計画公園・緑地見直しにおける見直しの基本的な考え方ですが、都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手となっている都市計画公園・緑地について、その機能を明確化し、地域の実情等を勘案して周辺にある都市公園などの既存ストックの活用も視野に入れた検証を行い、必要に応じて計画を見直すことにより、よ

り一層重点化を図りながら、「存続させるべき」公園・緑地を明らかにします。

見直しにあたっては、「緑の基本計画」や「都市マスタープラン」等の上位計画との整合性を確認しながら、平成27年3月に神奈川県が策定した「県ガイドライン」をもとに、本市の地域の実情等を踏まえた基本的な考え方を定めます。

次に、目標年次の考え方となりますが、「県ガイドライン」では、「概ね20年後の都市の姿を展望したうえで行うことが望ましい。」と示されておりますので、「緑の基本計画」にあわせ目標年次を平成41年度とします。

次に具体的に見直しを行う上での手順となります。

見直しフローに基づきステップごとに検証を進めていきますが、ステップごとの検証内容を説明します。

ステップ1では、個別の都市計画公園・緑地の見直しに先立ち、緑の基本計画等の上位計画について、策定された後の社会情勢の変化等により見直す必要はないかを確認します。

次のステップ2では、見直し対象の選定を行います。

基本的には、市の見直し開始時点で、長期未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直し対象とします。このうち、都市公園法により開設されていなくても、例えば、道路、水路、保安林などとして適切に管理されているなど開設された公園・緑地の区域と同等の区域とみなせる場合には、見直しの対象としません。

ステップ3では、社会情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証します。

検証項目としては、環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観形成機能、その他となりますが、評価項目の参考例として、環境保全機能については、周辺の住生活環境の向上に必要であるかなどを評価します。

防災機能については、住民の避難場所等として、防災計画等に位置付けがあるかなどを評価します。

レクリエーション機能については、近隣住民の遊び場提供や健康増進等、地域の需要に寄与するかなどを評価します。

景観形成機能については、公園区域内に地域の守るべき景観等があるかなどを評価します。

その他として、対象区域の整備は、歴史・文化・観光振興に貢献するかなどを評価します。

また、概ね開設されている公園などは、整備済み区域だけで、既に、今後求められる機能を満足しているかを検証して未着手区域の廃止を検討します。

ステップ4では、平成41年度の将来における実現性の検証を行います。

まず、見直し対象について、宅地化が進行し、用地補償費が膨大になることから整備の見通しが立たない現状があるなど、財政上の観点から実現性を検証します。

また、周辺において、公園・緑地に係る制度等で整備された緑地や広場があることで整備優先度が低下し未着手となっている状況を踏まえ、整備優先度の観点から実現性を検証します。

ステップ5では、代替性の検証を行います。

まず、代替可能な候補地の有無の確認を行います。

具体的には、周辺に、同規模の空き地等があるかを確認し、空き地等があれば代替可能かを検討します。

代替え可能な同規模の空き等が存在しない場合には、都市公園法等の公園・緑地に係る制度等により、現に整備・保全された公園や緑地等の施設があるか確認し、機能の代替が可能かを検討します。

次に、代替可能な候補地があった場合には、継続性・担保性の検証を行います。

具体的には、代替可能とした候補地について、都市施設として都市計画決定が可能かを検証します。

都市施設として都市計画決定できない場合は、都市公園法等の公園・緑地関連の法令により継続性・担保性が確保されているか検証します。

代替性の検証を例で補足説明します。

こちらは、周辺に代替え可能な同規模の空き地があった場合の例となります。

黄色の都市計画決定区域に対して整備済み区域は赤色で塗りつぶした区域となります。

黄色の決定区域内の赤色で塗りつぶされていない未整備区域は、宅地化が進行し、整備が進まないため、緑色で塗りつぶした周辺にある空き地を代替え候補地として検証する一例となります。

次に、周辺に整備された公園や緑地等がある場合の例で説明します。

黄色で囲んだ長期未着手の街区公園があります。

計画区域は宅地化が進行し、整備が進まないため、街区公園の誘致距離250mの範囲内にあり、既に住民に利用されている赤色の都市計画決定していない都市公園や緑色で示した要綱で定める広場で代替えの検証をするという一例です。

次のステップ6 存続の検証については、次の都市計画公園・緑地の見直しフローの中で説明します。

これらをまとめた都市計画公園・緑地の見直しフローにて手順の流れを説明します。

まず、ステップ1 上位計画の確認においては、緑の基本計画等の上位計画について、策定された後の社会情勢の変化等により見直す必要はないかを確認します。

ステップ2では、見直し対象の選定を行い、ステップ3では、見直し対象について必要性の検証を行います。

必要性が無い場合には、廃止とします。

必要性があるものは、ステップ4において、実現性の検証を行います。

実現性があるものは、存続とし、実現性がないものは、ステップ5で代替性の検証を行います。

まず、代替え可能な候補地があるかどうかの確認をします。

なかった場合には、ステップ6で存続の検証を行い、用途地域の制限に比べ、都市計画法第53条による制限が相当厳しいなど地域固有の事情があるかどうか確認

します。

なかった場合は、存続とし、あった場合は、上位計画の位置付けの確認をした上で、廃止とします。

先程の、ステップ5に戻りますが、代替え可能な候補地があった場合は、継続性・担保性の検証において、都市計画決定できるか確認します。

できる場合には、変更（付替）とします。

できなかった場合には、公園・緑地関連の法令で継続性・担保性があるか確認します。

継続性・担保性がある場合には、廃止とし、ない場合には、ステップ6存続の検証を行い、存続又は、廃止と区分します。

見直しのフローに基づき見直した結果は、基本的に3つのパターンに区分しますが、区分のそれぞれの内容としましては、存続は、現都市計画公園・緑地のまま変更しないものです。

変更（付替）は、代替先の検証結果に基づき、代替先を都市計画公園・緑地に付替えるなどの都市計画変更を行うものです。

廃止又は一部廃止は、現都市計画公園・緑地を廃止又は一部廃止するものです。

次に見直しの手続きですが、都市計画公園・緑地見直しの手続きの全体の流れとして、「ステージ1 都市計画公園・緑地の見直し方針の策定」、「ステージ2 都市計画公園・緑地の見直し計画の策定」、「ステージ3 都市計画変更手続き」という流れで進めていきます。

まず、ステージ1では、パブリックコメントでの市民意見募集や都市計画審議会での意見聴取などを経て、今後の本市の都市計画公園・緑地見直しに対する考え方をまとめた「平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定します。

それを受け、ステージ2では、個々の都市計画公園・緑地の具体的な検証を進め、見直し方針策定時と同様にパブリックコメントなどを経て、「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」を策定し、個々の都市計画公園・緑地の見直しの検証結果を明らかにします。

最終的なステージ3では、策定した「平塚市都市計画公園・緑地の見直し計画」に基づき、都市計画変更手続きが必要となる都市計画公園・緑地の都市計画変更手続きを進めていきます。なお、最終的な都市計画変更告示に向けては、都市計画審議会において皆様にお諮りすることになります。

最後にステージ1の「都市計画公園・緑地の見直し方針」の策定スケジュールですが、まず、本日の都市計画審議会における意見などを踏まえ素案を作成します。作成した素案については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を求めます。その後、市民意見を踏まえ、素案の修正作業を行い、案を作成します。たたき台、素案、案の作成段階では、都市計画審議会に意見を求め、意見を反映させます。

「都市計画公園・緑地の見直し方針」の策定は、平成28年度中を目指しています。

その後、具体的に個々の都市計画公園・緑地の検証を行っていく、ステージ2の

「都市計画公園・緑地の見直し計画」の策定に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上で、「都市計画公園・緑地の見直し」についての報告を終わらせて頂きますが、今後も進捗状況に応じて都市計画審議会に報告させていただきますので、よろしくお願い致します。

(会長)

では、ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問があればよろしくお願ひいたします。

(委員)

平塚市には多くの都市計画公園があり、面積も相当広いのではないかと考えています。他市と比較した市民1人あたりの都市公園の面積がわかる資料はありませんか。整備済み及び未着手となっている公園の市民1人あたりの面積がわかれば教えていただきたいと思ひます。

(事務局)

1人あたりの公園の面積ですけれども、平成27年3月31日時点で、平塚市の市民1人あたりの公園面積は5.41㎡となります。

先ほど既存ストックという話もしましたが、都市計画決定していない公園もあります。それらを含んだ平塚市の公園・緑地すべての合計から算出したのが5.41㎡という値であり、この数字は、神奈川県内19市の中では8番目に高い数字となっております。

(会長)

ありがとうございました。  
ほかにいかがでしょうか。

(委員)

先ほどの説明では、都市計画公園の6割が着手、37%が未着手ということでした。この未着手となっている37%の公園の数について教えてください。また、その中には大規模な近隣公園等が含まれているのでしょうか。

(事務局)

未着手となっている37%の公園については、全部で8か所になります。

その内訳としましては、全ての区域が未着手のものが2か所、一部の区域が未着手の都市計画公園・緑地が6か所です。すべての区域が未着手の都市計画公園・緑地の中には、近隣公園と街区公園が1か所ずつあり、一部の区域が未着手の都市計画公園・緑地につきましては、総合公園や風致公園、近隣公園になります。



(委員)

その近隣公園と街区公園の場所について教えていただけますか。

(事務局)

街区公園は、夕陽ヶ丘東公園という公園で、平塚競輪場のちょうど西側に位置します。近隣公園は、小波公園という平塚競輪場に隣接する公園になります。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

見直しの手順の必要性の検証の中に5項目ありますが、その中の防災機能として、「住民の避難場所等として、防災計画等に位置付けがある。」という項目があります。現在未整備のものの中で、防災機能上重要とされている公園はあるのでしょうか。

(事務局)

ご質問の内容については、現在検証中であり、今後具体的な説明をさせていただく予定です。現在部分開設されている湘南海岸公園は大規模な公園であり、一部が広域避難場所等としての位置づけがあります。そのほかの近隣公園や街区公園といった規模の公園については、その付近に住む住民レベルでは一時避難場所としての想定はあるのかもしれませんが、「平塚市地域防災計画」の中で正式に位置づけられているものではありません。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

今ご説明いただいた公園については、平塚市がすべて地権者となっているのでしょうか。県や国のものである場合は、平塚市単独で進められるはずはなく、調整が必要になるのではないのでしょうか。

(事務局)

公園の地権者についてですが、既に開設済みのほとんどの公園は平塚市が維持管理している状況です。今回、未開設の8か所の中では、先ほど説明があった小波公園や夕陽ヶ丘東公園が市有の土地でございます。

小波公園については、平成25年に都市計画公園の区域の変更をさせていただいたのですが、今、競輪場の建て替え事業をやっておりまして、競輪場の建て替えが終わり次第、整備に着手する予定です。

一部未開設の公園の中には、民地もございます。例えば、近隣公園の1つの桃浜公園では周辺に住宅が建ち並んでおりますが、その区域は従前に都市計画決定がされています。本来ならば市が用地買収して公園を拡大整備しなければなりません、財政的な事情や周辺との調整が整わず、整備が進んでいない状況です。

このような長期未着手の区域を含む都市計画公園については、今後、存続させるのか、計画を一部変更するのか、廃止をするのかについて、整備優先度の観点から時間をかけて検証していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。パワーポイントでご説明を頂戴しましたが、言葉だけではなく、今お話いただいた内容を資料のどこかに記載していただくと、非常にわかりやすかったと思います。

それと、今おっしゃられた、桃浜公園の件ですが、今後整備を進めるためには地権者の同意が必要ということでした。整備の推進については、地権者次第ということになりますと、これについて都市計画審議会でどのように議論していけばいいのでしょうか。もう少し具体的な説明をお願いします。

(事務局)

もう少し具体的な説明が必要とのことですが、本日は都市計画公園・緑地の見直し方針のたたき台を示しました。次回予定しております都市計画審議会においては、本日委員の皆様からいただいた意見をもとに素案を示す予定です。その際には、先ほど説明にもありました未開設の8か所の公園についての資料を用意させていただきたいと思います。

具体的な存続、変更、廃止の見直し作業については、平成29年度の見直し計画の策定の中で検証していきたいと考えており、その段階で具体的なご説明をさせていただきたいと思います。計画が確定した際には、個別になるか全体になるのかまだ今後の話ですが、地域の皆様、地権者の皆様に対する説明会を開催いたします。その中で、存続する場合にはなぜ存続が必要なのか、廃止する場合には、どういう理由で廃止するのかといったことを説明していきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。今後地権者に説明していくということですが、たとえ地

権者が同意しても、平塚市側がそれを買収できるのかといった問題がありますので、慎重に検討してほしいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。

ほかにご質問があれば、どうぞ。

(委 員)

今回の見直しは、マネジメントサイクルを重視した都市計画ということで、未着手の部分について検討し、見直しを行うというお話でした。少し議題から外れてしまうかもしれませんが、昨年11月に、「平塚市公共施設等総合管理計画」が策定され、今後10年間で公共施設の延床面積総量の4%相当の削減が目標となっています。この計画との関連で、既存の公園についても見直しを行い、減らしていくという視点はあるのでしょうか。その場合には、地域住民の方たちのご意見も反映させるべきと考えます。4%削減については建物の延床面積ということですので、直接は関係ないと思いますが、今後どのようにお考えですか。

それから、青少年課で管理しているちびっ子広場や青少年広場などについては、公園と同じような目的をもっており、今後はこれらの統合的な管理が必要という思いがあるのですが、その辺についても考え方をお聞きしたいと思います。

(事務局)

公共施設の管理の視点から、平塚市では、今後、市内の公共施設を少しずつ削減していこうという計画を持っております。

一方、公園についてですが、先ほど市民1人あたりの公園面積は5.41㎡ということで、県内では上位であるというご説明をさせていただきましたが、市の「緑の基本計画」の中長期の目標としては、国の基準からするとまだまだ市民1人あたりの公園面積が足りませんので、今のところ8㎡以上の公園を目指すことになっております。したがって、既に都市計画決定をして開設済みの公園につきましては、今までどおり存続して維持管理をしていくという考えでございます。

ちびっ子広場や青少年広場については、それぞれの地域の皆様のご協力を得て公園が少ないエリアの代替措置として機能させているものです。将来的には、「緑の基本計画」に基づき、公園の少ないエリアについては新たな公園として都市計画決定していくか、都市公園法で整備するなどして機能を充実させていくことになると思います。

(委 員)

ありがとうございます。今ご説明にあったように、それぞれ目的が異なります。市民1人あたりの緑地率はやはり向上させていかなければいけませんし、また、少子高齢化社会に向けて、いかに公共施設の管理経費を少なくしていくかということ

も重要なテーマです。その点が両立できるように検討をしていただくよう要望させていただきます。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

(委 員)

都市計画公園・緑地の整備状況に、整備済、事業中、未着手とありますがその3つの定義について教えてください。

(事務局)

今、パワーポイントでお示ししているのですが、これは面積ベースの割合を示したグラフです。整備済とは、都市公園法に基づき供用開始の公告がなされている区域でして、すべて整備が終わっている都市計画公園・緑地です。事業中とは現在事業に着手している区域であり、平塚市に現在事業中の公園はありません。未着手区域というのが、整備済、事業中以外の区域です。

(委 員)

今の話に関連した質問ですけれども、例えば県営の公園などは含まれているのでしょうか。

(事務局)

都市計画決定している公園・緑地すべてが対象ですので、県営の公園も含まれますが、平塚市においては県営の公園がありません。例えば周辺の市町ですと割と大きな県立公園があるのですが、平塚市ではすべての都市計画公園・緑地を市が管理しています。

(委 員)

民間が所有している公園はあるのでしょうか。

(事務局)

先ほど土地所有者の話がありましたが、例えば高麗山公園などのように市が地権者から土地を借用して管理しているというパターンもあります。

しかし、一般的に市有の土地以外ですと、国や県の土地を借用して市が管理していることが多い状況です。

(委 員)

ありがとうございました。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

(委 員)

見直しの基本的な考え方についてはおおむね理解して、了承していますが、目標年次の考え方についてお聞きします。先ほどの説明ですと、「緑の基本計画」にあわせて平成41年度の検証ということでした。この計画を進めるにあたっては、「平塚市都市マスタープラン」との整合性を図るということですが、上位計画である「平塚市総合計画」では8年間を計画期間としていますが、「都市マスタープラン」の目標年次は平成39年度となっています。

私としては、今後はもう少しスピード感を持って動いていくべきだと思っています。目標年次をあまり先にするよりも、もう少し「総合計画」の8年ぐらいを目安にしたほうがいいのではと思うのですけれども、いかがでしょうか。

県のガイドラインでは、相当長期のプランでまちづくりを考えてくださいますとありますが、平塚市においては、時代のすう勢の中で考えるべきだと思います。目標年次をもっと前に持ってくることに、考え方をお伺いしたいと思います。

(事務局)

都市計画公園の長期未着手の手続きについては、遅くとも平成41年までには終えたいという考えですが、具体の都市計画変更の手続きは平成30年から着手したいと考えています。都市計画変更の必要性が出た場合には、平成30年から個別に、公園ごとに手続を開始して、できるだけ早い段階で手続は完了したいと考えております。

存続させる公園を今後どのように整備して維持管理していくのか、また新規で設置する公園の検討などについては、「緑の基本計画」の中で議論していく内容だと思います。

(会 長)

よろしいですか。

ほかはございますか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

では、最後に私から1つ質問です。先ほど市民1人あたりの公園面積が8㎡必要だということでしたが、資料の中で触れていません。どのような扱いになるのでしょうか。8㎡の目標の達成を考慮すると、廃止するのも難しいと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

(事務局)

今後、個別に段階的に検証していきたいと考えています。当然、一部廃止や廃止するものが出てくると、将来目標に届かなくなる恐れがでてきます。

しかしながら、長期未着手の都市計画公園や道路については、全国でも、盛岡市の訴訟裁判から始まり、見直し作業を進められています。今後は受忍の限度を超えるような長期未着手の公園を存続させる必要があるのかという観点から、適切な作業をしていきたいと考えています。

将来的な市民1人あたりの公園面積の確保につきましては、「緑の基本計画」の中で、今後確実に整備が可能な新規の公園を少しずつ増やしていければと考えます。

今後平塚市では、天沼地区に新たな街区公園が2か所できます。また、ツインシティ大神地区でも新たな公園が整備される予定です。今後も少しずつではありますが、市民1人あたりの公園面積が増えるように努力していきたいと考えております。

(会長)

今後人口減少が予測されることから、市民1人あたりの公園面積は増加すると想定されます。一概にただ面積を広げればよいという話ではないかもしれませんが、次回には、平成41年時点での将来人口予測を反映した資料を提供していただければと思います。是非よろしく申し上げます。

(会長)

ほかにご質問等がありますか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告案件であります「平塚市都市マスタープラン(第2次)の一部改訂について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告案件2、平塚市都市マスタープラン(第2次)の一部改訂について報告させていただきます。

資料は、事前に送付させていただきました右上に報告資料2と記載しました「平塚市都市マスタープランの一部改訂について」でございます。

「平塚市都市マスタープラン」は、平成10年3月に初めて策定し、平成20年10月に「平塚市都市マスタープラン(第2次)」として改訂いたしました。平成28・29年度の2箇年で一部改訂作業を進める予定としております。

本日は、改訂にあたっての方向性や検討体制、スケジュールなどについて説明させていただきます。

正面のスクリーンをご覧ください。

報告させていただきます内容でございますが、はじめに「都市マスタープランについて」として、「都市マスタープラン」の策定根拠などについて説明いたします。

次の「平塚市都市マスタープランについて」では、「平塚市都市マスタープラン

ン」の位置付けや策定経緯等について、3番目の「平塚市都市マスタープラン（第2次）の一部改訂について」では、一部改訂の目的や方向性について説明いたします。

4番目の「検討体制について」では、一部改訂作業を進めるための体制について、最後に「今後のスケジュールについて」説明いたします。

では1点目の「都市マスタープランについて」説明を始めさせていただきます。

「都市マスタープラン」とは、平成4年の都市計画法の改正により位置付けられたものでございまして、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とされております。そのため、まちづくりはこの「都市マスタープラン」に基づいて進められることになっております。また、「都市マスタープラン」の策定にあたっては、市民の意見を反映するよう、必要な措置を講ずるよう定められております。そのため、各市町村は、将来像を見据えたまちづくりに関する方針としまして「都市マスタープラン」を策定しております。

続きまして、「平塚市都市マスタープランについて」説明をいたします。

「平塚市都市マスタープランの位置付け」でございますが、「平塚市都市マスタープラン（第2次）」は上位計画である「平塚市総合計画」に即したものであり、平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる整開保に即すとともに、「都市マスタープラン」の内容を整開保に反映しております。

また、緑の基本計画や景観計画などの関連計画と整合したものととなっております。

そのため、平塚市の都市計画、まちづくりの指針として位置付けられた重要な計画となっております。

「平塚市都市マスタープラン」のこれまでの経緯でございますが、平成4年に都市計画法の改正により、各市町村が定める「都市マスタープラン」が「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であるという位置づけがなされました。

その後の少子高齢化や情報社会の到来、地球温暖化などの環境問題に対応するため、これらに対する方針や本市の20年後のまちづくりの方針などを取りまとめ、「平塚市都市マスタープラン」を策定いたしました。

さらに、少子高齢化のますますの進展や新たな広域交通網の整備による広域的立地条件の高まり、地球環境に配慮した持続可能なまちづくり、市民の需要や地域社会の多様化への対応、厳しい財政状況のなかでのまちづくりの考え方の変化などを反映させ、20年後の望ましい都市の姿を展望するために平成20年10月に現計画である「平塚市都市マスタープラン（第2次）」を策定いたしまして現在に至っております。策定にあたりましては、住民参加の機会を多く設け、しっかりとした議論を経て作り上げたものでございます。

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」の構成でございます。

序章を含めて7章で構成されてございまして、序章の「都市マスタープラン策定の趣旨」では、平塚でのこれまでのまちづくりの変遷や「都市マスタープラン」策定の背景、策定のねらい、位置付けと役割を整理しております。

第1章では、「まちづくりの課題」として、人口構造の変化や広域的立地条件の

高まりなど平塚独自のまちづくりの骨格的な課題を抽出しております。

第 章では、「まちづくりの全体構想」としてまちづくりの目標や将来都市像、まちづくりの進め方を定め、将来都市構造を示しております。

第 章の「ひらつかの顔づくり」では、平塚市をアピールする先導的な地域として「中心市街地」「ツインシティ」「ひらつかウェスタンヒルズ」「ひらつかセントラルパーク」「ひらつかなぎさステージ」の5地域を抽出し、顔づくりのねらいや取り組みの方針、方向性などを示しております。

第 章の「分野別の方針」では、土地利用の配置方針や道路と交通の整備方針、住まいや産業、うるおい、環境との調和、安心安全の方針など7分野の方針を定めております。

また、次の第 章「地域別の方針」では、市内を南部地域、中心地域、東部地域、北部地域、中部地域、西部地域、旭地域の7地区に区分し、地域ごとの特徴や課題をとらえ、目標と将来像、方針などを示しております。

第 章では、「実現に向けて」として第 章から第 章までにお示したまちづくりの全体構想や顔づくり、方針等の実現に向けた方策についてまとめております。

次は「平塚市都市マスタープラン（第2次）の一部改訂」について説明いたします。

次に、「平塚市都市マスタープラン（第2次）」策定後の出来事について説明いたします。

こちらは平成20年10月の「平塚市都市マスタープラン（第2次）」策定以降の主な出来事をまとめた表でございます。

左側が本市に関する主な出来事、右側が平塚市以外での主な出来事となっております。

平成23年3月には、東北地方太平洋沖地震とそれに伴った津波等により未曾有の被害となった「東日本大震災」が起きました。

平成24年度には、長期未着手の都市計画道路の「平塚市都市計画道路見直し計画」を策定いたしました。また、12月には「都市の低炭素化の促進に関する法律」、いわゆるエコまち法が施行されました。3月には、東日本大震災の悲劇を繰り返さないよう、「かながわ都市マスタープラン」を一部改訂した「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」が別冊として策定されております。

平成26年度になりますと、都市計画提案制度を活用した大規模工場跡地の新たなまちづくりを進めるために天沼地区に関する都市計画決定・変更を行いました。都市基盤整備では、3月に「国道134号4車線化事業」と「真田・北金目特定土地区画整理事業」が完了しております。国の施策としましては、コンパクトシティを推進するための「都市再生特別措置法」の改正が8月、人口減少に伴う空家問題を解消するための「空家等対策の推進に関する特別措置法」が2月に施行されております。また、広域道路交通網の1つである「圏央道」の茅ヶ崎JCT～関越道が開通いたしまして、本市までのアクセス性が向上、県内外からの観光客の増加が期待されております。



平成27年度には、8月に本市の北の核に位置付けられた「ツインシティ大神地区」の都市計画手続きが完了し、現在では新たなまちづくりが進められております。また、先月には「都市マスタープラン」の上位計画である「平塚市総合計画～ひらつかNexT（ネクスト）」を策定しております

来年度は、第7回線引きの見直しによる都市計画変更や平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針の策定を予定しております。

現「都市マスタープラン」策定後の出来事などを踏まえたうえで、「平塚市都市マスタープラン（第2次）」一部改訂をすすめる背景をまとめますと、次の3点のようになります。

まず1点目は、「社会情勢等の変化」でございます。

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、また、これらに関連する空家問題、未曾有の被害となった東日本大震災の発生などによる津波対策への対応、低炭素型社会への転換、公共施設や病院、商業施設などの都市機能の集約化や公共交通の充実などコンパクトシティへの対応を検討し、反映させる必要がございます。

2点目は、「上位・関連計画との整合」でございます。

今年の2月に策定されました「平塚市総合計画～ひらつかNexT（ネクスト）～」の見直し中の「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」の策定に整合する内容に改訂する必要がございます。

最後の3点目としましては、「関連する事業の進捗」でございます。

都市計画提案制度の活用により平成26年9月に都市計画決定・変更を行った天沼地区のまちづくりや平成27年8月に都市計画決定・変更を行ったツインシティ大神地区などを反映させた時点修正が必要となっております。

今回の一部改訂では、これらの背景を踏まえた事項を反映させる予定としております。

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」一部改訂の主な内容としましては次の4点を考えております。

まず1点目は「津波対策」でございます。

東日本大震災による津波は、これまでの津波想定をはるかに超える規模であり、海岸保全施設などだけではいのちを守ることができませんでした。今後の都市づくりにおいて、最大クラスの津波から市民の生命、財産を守るまちづくりを進めるため、神奈川県は「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」を別冊として策定しております。

最大クラスの津波からいのちを守るための予防対策と、津波災害からの迅速かつ円滑な復興に向けた事前の取り組みの考え方を整理するものでございます。

2点目は「人口減少や少子高齢社会への対応」でございます。

「平塚市総合計画～ひらつかNexT（ネクスト）～」では、本市における人口は、平成27年1月1日時点の約25万7千人から平成72年には約18万1千人まで減少する一方、高齢化率は25.5%から39.5%まで上昇すると予測しており

ます。そのため地域での支え合いと住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となっております。

医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活利便施設の集約化、人口維持、公共交通の充実、空き家対策の考え方を整理するものでございます。

3点目は「立地適正化に向けた対応」でございます。

平成26年に都市再生特別措置法の改正が行われ、人口の減少と少子高齢化を背景として高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面での持続可能な都市経営の実現を図るための立地適正化計画の策定ができるようになりました。生活利便施設がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を推進していくことが重要となっております。

今後の立地適正化計画策定に向けて、医療・福祉・商業等の生活利便施設や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の考え方を整理するものでございます。

4点目は「低炭素まちづくりに向けた対応」でございます。

平成24年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」、「エコまち法」と呼ばれております法律が施行されましたが、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能である国土づくりを推進する観点から、多くの二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化を促進していくことが重要となっております。

少子高齢化の進展、深刻さを増す地球温暖化問題などの課題に対応した持続的な社会の構築に向けて、都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等によるエネルギー使用の削減、みどりの保全や緑化の推進等による低炭素まちづくりの考え方を整理するものでございます。

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」一部改訂の実施期間の考え方について説明いたします。

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」は平成20年10月に策定いたしましたが、平成39年度を目標年次としております。

上位計画である「平塚市総合計画」は、前計画が平成19年度からスタートしてありましたが、ここで平成28年度から平成35年度までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNext（ネクスト）」が策定されました。

今回の「平塚市都市マスタープラン（第2次）」一部改訂による実施期間は、平成29年度から始まりまして、現「都市マスタープラン」に合わせた平成39年度を目標年次として検討してまいります。

「平塚市都市マスタープラン（第2次）」改訂の方法について説明いたします。

平成20年10月に現「都市マスタープラン」を策定いたしまして7年が経過しておりますが、「都市マスタープラン」は20年後の将来像を見据えた計画であり、また、市全体の都市構造の変更等はございませんので、原則としまして現「都市マスタープラン」の基本的な構成、方向性は踏襲するものいたします。先ほど説明

いたしました社会情勢等の変化、上位・関連計画との整合、関連する事業の進捗などの改訂の背景を踏まえました改訂を行ってまいりますので、本冊を補完する役割として、新たに「別冊」を作成する方法を進めていきたいと考えております。

現「都市マスタープラン」の目標年次が到来する平成39年頃には、全面的な見直しを行い、「平塚市都市マスタープラン（第3次）」を策定してまいりたいと考えております。

次に、「平塚市都市マスタープラン（第2次）」の一部改訂における「検討体制」でございます。

庁内の検討体制といたしましては、案の作成を行うために関係課長で組織する庁内検討委員会と作業部会である庁内ワーキングを組織いたします。

この案の作成にあたりましては、パブリックコメント等により市民や関係団体、市議会、関係市町村との意見の聴取や調整を行ってまいりますが、特に市民や市議会議員、学識経験者、行政職員により構成されている本都市計画審議会には市で作成しました案に対しまして多くの意見を承ったうえで、改訂を行ってまいりたいと考えてございます。

最後に、「今後のスケジュール」について説明いたします。

改訂スケジュールでございますが、来年度、平成28年度上半期は、改訂する項目の検討と素案の作成を行ってまいります。秋頃には市民への周知を図るとともに意見を反映するため、素案に対するパブリックコメントなどを実施し、必要に応じて素案の修正作業を行い、案を作成いたします。平成29年の秋頃には改訂作業を終了する予定でございます。

都市計画審議会の委員の皆様には、改訂項目の検討段階から市素案に対するご意見を賜りたいと考えております。

以上で、報告案件2、「平塚市都市マスタープラン（第2次）」の一部改訂についての説明を終わらせていただきます。

（会 長）

ありがとうございます。

今ご説明ありました「平塚市都市マスタープラン（第2次）」の一部改訂についての報告のご説明でした。ご質問やご意見をよろしく願います。

（委 員）

「報告資料2」の「改訂の方針」、2行目から3行目にかけて、「また、市全体の都市構造の変更などは発生しないため、原則として現行「都市マスタープラン」の基本的な構成及び方向性を踏襲します。」と書かれています。

ご説明の中で人口減少やコンパクトシティについての話がありましたが、これまでは経済が右肩上がりであり、税収の増加や人口増加を前提とした拡散型のまちづくりが進められてきました。「報告資料2」の「改訂の背景」では、「都市機能の集約化や公共交通の充実などコンパクトシティへの対応を図る必要があります。」

と書かれており、私もそのとおりだと思います。

こういうことを書いておきながら、「市全体の都市構造の変更などは発生しない」と書くのはおかしいと思います。都市構造の変更によって、コンパクトシティへの対応を図るということだと思いますから、この表現は修正してほしいと思います。何かやりたいことと考えていることが違って、ちぐはぐしているという印象を受けますので、この部分はぜひ直していただきたいと思います。よろしく願います。

(事務局)

貴重な意見をいただきました。都市構造の変更がないというのは、今回、「平塚市総合計画」の策定がございましたが、これまでの平塚市の平塚駅を中心としたまちづくり、そして新たなツインシティ大神地区の整備の推進というところで、大きな変化がないという意味でございます。

現行の「都市マスタープラン」は、既に将来の人口減少社会を見据えた計画として策定いたしました。その当時はコンパクトシティという言葉がまだ一般化しておらず使用していませんが、地域生活圏の形成を目指して平塚駅周辺だけでなく、地域のコミュニティを維持・形成を目指したまちづくりを進めていきたいと思いますという記載があります。今回の改訂では、それをもう少し具体化して「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を推進していきたいと考えています。

文章の表現が若干わかりにくいところございましたので、今後委員の皆様からの意見を伺いながら素案づくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(委員)

ありがとうございました。今のご説明は、私に言わせれば都市構造が変わっているとしか受け取れません。人口構造がこれだけ変わるということは、都市構造自体が変わることです。見た目の都市構造ではなく、中身の問題ですから、その辺りを踏まえて言葉を考えていただきたいと思っております。よろしく願います。

(会長)

現行の「都市マスタープラン」の策定にあたっては私が検討会議の座長という立場で関わりました。お手元にある「都市マスタープラン」の50ページと51ページをご覧いただきたいのですが、そこにはもう既に「コンパクトな地域生活圏の形成」という言葉が入っています。少し刺激的な表現ですが、「選択と集中」という言葉を使用して、今後は事業を実施するところと実施しないところをはっきりさせ、コンパクトな地域生活圏を目指すという内容です。

確かに平塚駅は一つの大きな中心生活圏ですが、皆がバスを利用してここに集まり、生活できるかということ、人口減少、高齢化が進むとなかなかそうはいきません。地域生活圏という考え方がありますが、いくつかの地域に生活拠点を設け、高齢

者をケアするための施設や公共公益施設、日常必要な商業施設などを配置し、そのエリアの中心で活動していくというものです。

既に現行の「都市マスタープラン」でも、人口減少を想定してすべてを中心市街地に集約させるのではなく、それぞれの地域の拠点をいくつか選択し、そこにある程度集約していくという方向性でまとめていますので、その考え方は恐らく変わりません。この辺りを読んで、趣旨を理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### （委員）

現行の「都市マスタープラン」を踏襲しながら進めていくということで理解はしていますが、今回の改訂にあたって、津波対策について大きく取り上げられています。まずはその部分に関してお聞きしたいと思います。

それから、駅南側周辺については、災害時の対応や観光拠点の形成など、様々な状況の見直しが必要になってくると思います。また、中心商店街に関しては、平塚市には駅が1つしかないこともありまして、道路、インフラの部分についても大きく見直しを行う時期にきていると思います。駅南側と今後の中心商店街に関してのまちづくりについて見解があればお聞きしたいと思います。

あと、先ほどのスケジュールの説明では、平成29年の秋頃に改訂をするという内容でした。そうすると、ここにいる委員の数名は任期が終了して交代となってしまいます。これについて、どのようにお考えでしょうか。もう少し早く進められませんか。

#### （事務局）

津波対策を早急に「平塚市都市マスタープラン」に盛り込む背景についてですが、既に神奈川県では「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」を別冊として策定しております。また、近隣市町の多くが津波対策を視点に入れた「都市マスタープラン」を策定しておりますので、遅ればせながら平塚市も早急に取り組んでいきたいと考えております。

現行の「都市マスタープラン」における駅南側につきましては圏央道の整備を視野に入れ、観光による集客を目的とした海岸線の整備を目指しております。また、現行の「都市マスタープラン」では海だけでなく、相模川や金目川も含めた大きな範囲を「ひらつかなぎさステージ」として位置づけておりますので、この範囲の中でさまざまな拠点を整備することは可能と考えています。したがって、現計画に大きく手を加えなくても、今後の様々な事業の推進にはあまり支障がないと考えます。

個々の事業については日々状況の変化がありますので、今ご指摘の内容については、今後検証をしながら進めていきたいと思っています。

委員からご指摘いただいた内容につきましては、今後、検討項目の範囲で次回の審議会の中でも議論していきたいと考えています。

スケジュールですが、我々もできるだけ早く進めたいと思っています。今後

「都市計画審議会」の中で委員の皆様にご意見をいただくのですが、現委員の皆様には、できれば素案の作成段階まで関わっていただければと考えています。

(委員)

津波を含めた災害対策の部分で、津波避難タワー等についての考え方についてお聞きします。

また、都市計画道路である国道134号についてですが、将来二層式で整備していくという計画があります。現在経過措置として、暫定で4車線化したことによって交通量に関しては大分緩和されてきています。暫定の期間について、国へ聞くと、50年とのことでした。

津波避難タワーを含め、湘南海岸公園等いろいろなところで話があると思いますが、要は都市計画決定を無視しろとは言いませんが、ある程度の暫定処置ができるかについて、教えていただきたいと思います。

道路網に関しても、ここで「かながわのみちづくり計画」が改訂されました。その内容については、南北、東西軸を含めて、すべてこの「都市マスタープラン」に反映していくということではないのでしょうか。

(事務局)

津波避難タワーという具体的な話が出ましたが、今後検討作業の中で津波対策についてはどの項目を抽出して記載していくというご質問だと思います。「都市マスタープラン」はあくまでも方針ですので、具体的にどこにつくっていくということまでは記載しません。

道路網についてですが、現行の「都市マスタープラン」に、都市計画決定している道路はすべて網羅しており、ツインシティに関連する道路ネットワークの将来構想についても盛り込んでおります。今後は「かながわのみちづくり計画」などの具体的な内容についても再度確認させていただきたいと思います。

(会長)

平塚駅の北側街区では、最近高さ制限と容積率の緩和を実施しましたね。今後、そこでどのようなまちづくりを行うのかについて示すべきだと思います。

その他ご意見がありましたら、お願いします。

(委員)

先ほど、説明の中で今後の津波対策についての話が出まして、既に神奈川県では「かながわ都市マスタープラン(津波対策編)」を別冊で策定されたということです。東日本大震災後の平成24年に、平塚市でも津波対策を盛り込んだ「都市マスタープラン」の作成について検討されたのでしょうか。お聞きしたいと思います。

(事務局)

東日本大震災を受けて、神奈川県では真っ先に「かながわ都市マスタープラン(津波対策編)」を策定し、県内の市町に対して大きな方向性を示してくれたと認識しております。

それを受けまして、市のほうでも防災の関係課と協議をしておりました。ただし、現行の「都市マスタープラン」は平成20年に策定しており、その時点ではまだ中間期を迎えていませんでしたので、その作業に着手するきっかけがありませんでした。

今回、「平塚市総合計画」の策定や「平塚市地域防災計画」の改訂もありましたので、各種計画との整合性を図りながら整理していきたいと考えております。

(委員)

各セクションの考え方だと思います。神奈川県はいち早く計画を策定しましたが、平成23年度から、もう5年も経ってしまっています。今回の改訂は平成29年度ということですが、平塚市として津波対策を「都市マスタープラン」にどう組み込んでいくのか、私は早く方針を示さなければいけないと思います。既に別の防災関係の計画があるかもしれませんが、それとはまた別の話だと思います。

津波など緊急事態の対応については、速やかに別冊で考え方をお示しいただきたいと思います。どんなにいい計画をつくっても、その前に大きな津波が来たらどうするのですか。これについては、速やかに取り組むべきです。

それともう一つ、委託先と予算のことをお聞きしたいのですが、今回の委託先は、前回の平成20年の時と同じなのでしょうか。

(事務局)

前回、平成20年の「平塚市都市マスタープラン(第2次)」の策定にあたってはプロポーザル方式によってコンサルタントを選定いたしました。今回もコンサルタントに発注する予定であり、前回と同じようにプロポーザル方式で決定してまいりたいと考えております。コンサルタントの指名基準等につきましては現段階で検討しておりまして、委託先につきましては、今後決定していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。前回はすばらしい計画が策定されましたが、今回も大体同じ予算で委託を考えているのでしょうか。内容をいろいろ検討中とのことですが、そこで使用する資料、例えば少子高齢化に関連する資料については、「総合計画」の基礎的な資料なども使えるのではないのでしょうか。そうすれば、もう少しコンパクトな形でできるのではと考えます。このことについて予算上の基礎的な考え方を教えていただけますか。

(事務局)

予算につきましては、前回と同等ではありません。なかなか予算の確保ができない状況でありまして、前回に比べると3分の1程度の金額です。そういう状況ですので、委員から提案のあったとおり、コンパクトな形で作業を進めていきたいと考えております。

(委員)

私としては、平塚市の庁内ワーキングに様々な課が参加することを期待しています。今後は庁内が横断的に連携して、それぞれの考え方を計画に反映させていくべきだと思いますので、是非良い成果が出るように庁内ワーキングを組織していただきたいと思います。同時に、先ほど話した予算の使い方などについても、もう少し精査しながら進めていただきたいと思います。

それから、資料等については今まで「総合計画」などのいろいろな積み重ねがあると思いますので、それらを活用していただければと思います。これは要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。  
ほかはいかがでしょうか。

(委員)

スケジュールの件ですが、今回の「都市マスタープラン」の改訂については、4月から9月頃までに素案をつくるという説明がありましたが、今の状況で都市計画審議会を開催しても、9月頃までですと、せいぜい3回程度しか開催できないのではないかと思うのですが、それで間に合いますか。このことについて、どのようにお考えですか。もう少し回数を増やさなければ素案は策定できないと思いますが、考えをお聞かせください。

(事務局)

前回、「第2次都市マスタープラン」の策定にあたっては、検討会議を組織いたしました。その委員には案の作成段階から関わっていただきました。今回の一部改訂につきましては、市で素案を作成させていただきました。その案に対して都市計画審議会の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

皆様には活発なご意見をいただけるよう資料を作成してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

そうすると回数はどうなるのですか。



(事務局)

おおむね3回程度を考えております。

今後、平成28年度に入りまして、プロポーザル方式で速やかにコンサルタントを選定し準備作業をした上で、次回の都市計画審議会でご報告させていただきたいと思っております。次回の開催は6月末から7月にかけて予定しておりまして、それ以降、秋に向けて合計3回程度、集中的にご意見をいただける場を設けられればと考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

7月頃から毎月1回程あるということになりますね。

(会長)

前回の「都市マスタープラン」の策定時は別に委員会を立ち上げて、そちらで議論したのですが、今回はこの都市計画審議会の中で行うとのことですので。皆さんには活発な意見を出していただきたいと思いますので是非よろしく申し上げます。

ほかに何かありますか。

(「なし」の声あり)

(会長)

では、本日の2つの議題については以上で終了です。

**【審議会閉会】午後3時45分**